

さいたま市告示第 882 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により認可をしたので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

さいたま市長 清水 勇人

1 名称

前地三丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げる事業を行うことにより、会員の協力の下会員相互の親睦及び文化・教養の向上を図り、併せて公共福祉の増進に努め、よって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事。
- (2) 関係機関及び各種団体との連絡協調並びに広報に関する事。
- (3) ごみ減量、リサイクル等生活環境に関する事。
- (4) 慶弔、寄付及び募金に関する事。
- (5) 地域内の防犯、防災及び交通安全活動に関する事。
- (6) 公孫樹会及び子ども会の活動支援に関する事。
- (7) 子どもの活動の支援及び高齢化社会等に対応する社会福祉に関する事。
- (8) その他この会の目的達成に必要な事業に関する事。

3 区域

さいたま市浦和区前地 3 丁目

4 主たる事務所

会長宅。ただし、自治会館完成後は前地三丁目自治会館。

5 代表者の氏名及び住所

小坂 佐紀

さいたま市浦和区前地 3 丁目 15 番 8 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

有 地方自治法第 260 条の 20 の規定

9 認可年月日

令和 7 年 5 月 22 日

10 連絡先

- (1) 担当 さいたま市浦和区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係

(2) 電話 0 4 8 (8 2 9) 6 0 4 0